

と畜場法に基づく獣畜の皮等のと畜場外への持出し許可申請等事務取扱要領に基づく申請等の手続き基準

(趣旨)

第1条 この手続き基準は、と畜場法に基づく獣畜の皮等のと畜場外への持出し許可申請等事務取扱要領（以下「要領」という。平成15年6月25日実施）の規定により、京都市と畜場（以下「と畜場」という。）内ではと畜処理された獣畜の皮等（以下「獣畜の皮等」という。）を、と畜検査終了前にと畜場外に持ち出すため許可申請するに当たって必要な事項を定める。

(依頼)

第2条 牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）検査終了前に、獣畜の皮等をと畜場外に持ち出すことを希望する者（以下「申請者」という。）は、と畜場の管理者である京都市中央卸売市場第二市場長（以下「場長」という。）に対し、牛の皮・卵巣のと畜場外への持出し申請依頼書（第1号様式）に必要な書類を添えて提出するものとする。

(申請)

第3条 場長は、前条の依頼に基づき、要領第3条第2項第1号に規定する牛の皮のと畜場外への持出し許可申請書（様式第1号）又は第2号に規定する牛の卵巣のと畜場外への持出し許可申請書（様式第2号）を作成し、必要な書類を添えて衛生公害研究所長に申請するものとする。

2 前項の提出先は、衛生公害研究所病理部門とする。

(許可の通知)

第4条 場長は、要領第6条第1項に規定すると畜場外への持出し許可書（様式第4号）の交付を受けたときは、申請者にその旨通知する。

(記録簿の作成)

第5条 場長は、牛の皮・卵巣持出し記録簿（第2号様式）を作成し、申請者から牛の皮又は卵巣の場外持出し報告をその都度受け、適切に記録する。

(BSE検査陽性の場合)

第6条 場長は、BSEスクリーニング検査で陽性と判定された際には、申請者に対してと畜場外へ持ち出した皮又は卵巣を、速やかにと畜場へ戻すよう指示しなければならない。

(報告)

第7条 申請者は、第2条の申請内容に変更があった場合は、直ちにその内容を書面で場長に報告する。

2 場長は、前項の報告があった場合には、直ちにその内容を書面で衛生公害研究所長に報告する。

3 場長は、許可期間終了後10日以内に、当該許可に係ると畜場外への持出し状況等を衛生公害研究所長に報告する。

4 前項の報告には、牛の皮・卵巣持出し記録簿（第2号様式）の写しを添付する。

5 申請者は、BSE検査が終了するまでの間にと畜場外へ持ち出した皮又は卵巣の紛失等があった場合は、自らの責任において危害防止、再発防止対策等を講じ、その旨を直ちに書面で場長に報告する。

6 場長は、前項の報告があった場合には、申請者に危害防止、再発防止対策等が適切に行われるよう指導監督するとともに、その旨を直ちに書面で衛生公害研究所長に報告する。

と畜場法に基づく獣畜の皮等のと畜場外への持出し許可申請等事務取扱要領に基づく申請等の手続き基準

(その他)

第7条 場長は、要領第8条の規定に基づき、と畜場外への持出し許可を取り消されたときは、申請者にその顚末について報告させ、衛生公害研究所長にその原因、今後の対策等を報告する。

附 則

この手続き基準は、平成15年6月25日から実施する。

附 則

この手続き基準は、平成16年1月5日から実施する。

(第1号様式)

牛の 皮 のと畜場外への持出し申請依頼書
卵巣

年 月 日

(あて先)

京都市中央卸売市場第二市場場長

住 所

(法人にあっては、主たる事業所の所在地)

氏名又は名称

及び代表者の氏名

と畜場法第14条第3項第2号の規定により、と畜場外への持出し許可について、次のとおり申請を依頼します。

1 持出しを開始する年月日及び期間

2 1日に持出しを行う数量の上限及び個体識別方法

持出しを行う者の氏名	持出しを行う数量の上限	個体識別方法

3 持出しを行う者の住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）及び氏名並びに連絡先

持出しを行う者の氏名	住 所	連 絡 先

4 運搬の方法並びに持ち出す物の落下及び紛失を防止するための措置内容

持出しを行う者の氏名	運 搬 の 方 法	紛失防止措置内容（皮の場合は落下防止を含む。）

5 持ち出された物を保存する者の住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）及び氏名並びに連絡先

持出しを行う者の氏名	保存者の氏名	保 存 者 の 住 所	保存者連絡先

6 持ち出された物を保存する施設の名称、所在地及び連絡先並びに当該施設における1日当たりの保存可能量

保存者の氏名	保存施設の名称	保存施設の所在地	保存施設の連絡先	保存可能量

7 その他

[illegible]